

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会社会教育施設主管課
各都道府県・指定都市社会体育施設主管課 御中
各都道府県・指定都市文化施設主管課

文部科学省生涯学習政策局社会教育課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文化庁文化芸術文化課

社会教育施設における熱中症事故の防止について（周知）

7月17日に愛知県において小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症によって死亡するという痛ましい事故が発生しました。

文部科学省では、別紙のとおり「熱中症事故の防止について」（平成30年7月18日付け初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）や「熱中症事故の防止について」（平成30年5月15日付け30初健食第4号初等中等教育局健康教育・食育課長依頼）等を発出しているところです。

社会教育施設（社会体育施設、文化施設を含む。以下同じ。）は住民の身近な学習の場であり、多くの地域住民が集まる施設です。各社会教育施設設置者におかれても、当該社会教育施設における熱中症事故の防止に御高配を賜りますようお願いいたします。

このことについて、都道府県主管課におかれては、域内市区町村の社会教育施設主管課に対し、本件について周知いただくよう併せてお願いいたします。

〈本件に関する問合せ先〉

（社会教育施設）

文部科学省生涯学習政策局社会教育課連携推進係

TEL：03-5253-4111（内線 2974）

（社会体育施設）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）施設企画係

TEL：03-5253-4111（内線 3773）

（文化施設）

文化庁文化芸術文化課文化活動振興室劇場音楽堂担当

TEL：03-5253-4111（内線 3163）